

本入札説明書に関する確認事項への回答

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1. 1.4	敷地面積等	第2回質問回答で、各種、敷地境界線のわかる CAD データの要求に対して、入札公告で提示したものと回答です。 当該資料は、別添 II-2 造成計画図（参考）との理解でよろしいでしょうか。（別紙2参照） 該当する質問回答は次の通りです。 p.4 No.9、p.5 No.20、p.13 No.74、p.18 No.110、p.20 No.118	ご認識のとおりです。
2	要求水準書		2		2.2 施設整備 業務 ⑦敷地全体の 外構工事	敷地南側の外構計画に関して、隣接する公園の起伏に合わせ、本事業地内でも地盤高調整のための造成が必要になると考えます。 本造成工事に関して、施工時期を調整による一体での施工を提案します。 造成工事を別時期に施工した場合、仮設擁壁などが必要になると考えられ、工事の経済性に配慮したものです。	施工時期の調整は可能ですが、詳細は設計時に協議します。
3	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 3	事業方式・期間	第2回質問回答により事業範囲外の工事工程が示されましたが、以下についてご教示願います。（別紙4参照） ① 貴市で実施する盛土工事について、順次、事業者が地盤改良等の工事を着手してもよろしいでしょうか。 ② 市道菖蒲 1525 号線付け替え道路の使用可能時期をご教示願います。 ③ 造成工事における地盤沈下について着工までは貴市の責任とありますが、着工とは、本事業の土木建築工事着工（令和5年（2023年）9月末であり、本事業への引き渡し時は、造成工事の計画地盤レベルとの理解でよろしいでしょうか。（第2回質問回答 p.5 No.19） ④ 雨水排水は隣接公園の調整池を利用するとのことですが、工場棟などの試運転開始時（令和8年（2026年）10月1日）には利用できるかと理解してよろしいでしょうか。（第2回質問回答 p.6 No.30） ⑤ 敷地南側の迂回道路の整備時期、使用可能時期についてご教示願います。公園整備工事施工時にも迂回道路は使用できるのでしょうか。 ⑥ 現在の菖蒲清掃センター出入口から南西向きの道路の更新整備は計画されているのでしょうか。 ⑦ 公園で整備する雨水調整池への排水接続レベルはどのような条件になりますでしょうか。	以下のとおり回答します。 ① 原則 2023 年 10 月です。なお、残留沈下量や各種法的手続き等について協議し、問題がなければ、盛土工時の検査完了後（2023 年 4 月以降）に着手可能です。 ② 令和 8 年度の予定です。 ③ 引渡し時の残留沈下量は「盛土工法検討検討業務委託報告書（H30）」を参考としてください。 ④ ご認識のとおりです。 ⑤ 迂回道路は令和 4 年度内に整備し、市道菖蒲 1525 号線付け替え道路が整備されるまで使用可能です。なお、盛土工事も同年度に迂回道路整備後から施工する計画としております。 ⑥ 更新整備は検討中で道路面の高さ等も未定です。令和 4 年度予定の市道菖蒲 1525 線付替道路設計時に協議します。 ⑦ 令和 4 年度に雨水調整池の計画が決定される予定です。地盤高、雨水管底高は設計時に協議します。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
4	要求水準書	質問	4	第1編 第2章 2.	(2) 計画地盤高 (予定)	付け替え予定の市道菖蒲 1525 号線（北側と東側）の計画図について、「入札公告で提示したとおりです。」と回答ありましたが、入札公告時に受領した CAD データには記載されておりません。 スロープや斜面の擦り付けを正確に計画するため、CAD データがあればご提供願います。	道路実施設計は令和 4 年度に実施予定で CAD データはありません。
5	要求水準書	質問	5	第1篇 第2章 5.	ユーティリティ 条件	第2回質問回答 p.5 No.22 で、余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園への電力供給は、ごみ処理施設で一括受電して電力供給するとありますが、基本料金は、使用電力量により案分し貴市へ請求させていただくことでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	要求水準書	質問	5	第1篇 第2章 5.	ユーティリティ 条件	余熱体験啓発棟及び隣地整備の公園へのユーティリティ供給条件が、設計時に確定するとのことですが、電気設備の見積精度向上を目的に以下の条件でよろしいでしょうか。 ・余熱体験啓発棟 供給電圧：3相3線6,600V 1回線 遮断器容量：200 kW（力率0.95）程度 受電点：敷地境界から50m程度 ・隣地整備の公園 供給電圧：3相3線6,600V 1回線 遮断器容量：100 kW（力率0.95）程度 受電点：敷地境界から100m程度 また、おおよその確定時期もご教示願います。	設計時に提示しますが、この条件でも概ね問題はないと考えます。令和 5 年度内に確定予定です。
7	要求水準書	質問	6	第2章 5.	表-I-1 ユーティ リ条件 【案】 上水道 下水道	「新規に市道菖蒲 1525 号線付け替え道路に布設する口径 150mm の給水管(令和 5～6 年度整備予定)から引き込み、余熱体験啓発棟(75m ³ /日程度)と共用する。」とございますが、給水管引込み工事の際に発生する上水利用加入金の負担者をご教示ください。 また、「公共下水道は未整備である。(令和 5 年度整備予定)」とございますが、敷地内への下水引込工事に伴う受益者負担金の負担者をご教示ください。	上下水道に係る負担金は市が負担します。
8	要求水準書	質問	16	第1編 第3章	8.5 騒音基準	敷地境界線について、「詳細な敷地境界線は設計時に提示します。」と回答ありましたが、見積設計、積算を進める上で大きな基礎となる情報であること、また各社の公平性を保つ上においても、見積段階での提示をお願いします。	入札時には別添資料の事業範囲を敷地境界線としてください。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
9	要求水準書	質問	37	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ⑦	災害対策	11月19日質問回答No.109でEV車用充電器を市様にて有料化すると の回答ですが、 以下についてご教示願います。 ① 有料化に必要な設備は、事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。 ② 事業者範囲の場合、民間業者を利用してもよろしいでしょうか。 ③ 設備管理及び料金管理は SPC で行い、収益は貴市に納付すると 理解してよろしいでしょうか。 ④ 利用料収益は全額市に納付するのか、または、民間業者への委託 費を差し引いた金額を市に納付するのでしょうか。	以下のとおり回答します。 ① 有料化に必要な設備は、事業者範囲内 です。 ② 民間業者を利用することも可能です。 ③ ご認識のとおりです。 ④ 民間業者への委託費は運営業務委託契約 金額に含むものとし、利用料収益は全額市 に納付することとします。
10	要求水準書	質問	41	第2編 第5章 1. 1.3 (1) ①	囲障	第2回質問回答書 p.21 No.122において、囲障に関して高さ、仕様等 は「事業者からの提案を踏まえて設計時に決定します」とありますが、 高さは1,800mm、仕様はメッシュフェンスとし、範囲は新工場棟と事 業者車両が通る範囲を囲むものとし、管理棟・賑わいエリアと公園・ 余熱利用施設との間には一体的な利用に配慮し、囲障は設けないもの考 えてよろしいでしょうか。	事業者提案としていただきますので問題ありません。
11	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1.3 (5)	防火水槽・消火 栓・防火の措置	第2回質問回答書 p.22 No.127において、防火水槽・消火栓・防火の 措置に関して「設計時に提示します」とありますが、既存施設に防火 水槽があります。同仕様の防火水槽が必要と考えてよろしいでしょ うか。 市道菖蒲1525号線に消火栓を設置する計画はありますか。 余熱体験啓発棟の消防水利は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	基本的に現施設と同等以上の消防水利は必要 となります。市道菖蒲1525号線に消火栓を設 置する予定はありませんが、消防署との協議を もとに設置を検討することになります。 原則、余熱体験啓発棟の消防水利は範囲外とな ります。
12	要求水準書	質問	121	第2章 3.	3.2 電力供給等	全炉停止時に、余熱体験啓発棟や隣地整備公園へ送電するための買電 について、費用負担者をご教示ください。 また、年1回の全停電（電気事業法に基づく法定停電）時には余熱体 験啓発棟・公園へ電源供給不要との理解でよろしいでしょうか。	余熱体験啓発棟や隣地整備公園へ送電する買 電は各運営事業者の負担とします。 また、年1回の全停電（電気事業法に基づく法 定停電）時には余熱体験啓発棟・公園へ電源供 給は不要です。
13	要求水準書	質問	126	第3章 3.	3.樹木等植栽 管理	「事業敷地全体の樹木等についての植栽管理」とございますが、事業 敷地とは「別添 II-2 造成計画図（参考）」に記載のある『事業範囲（赤 色一点破線枠内）』と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。（新ごみ処理施設予定敷 地の範囲内とします。） なお、余熱・公園との境界にフェンス等の仕切 りを設置しない箇所は、管理方法等について余 熱・公園管理事業者との協議に応じて下さい。
14	要求水準書	質問	126	第3章 1. 5.2	環境学習やワー クショップ等の サービス提供	「ワークショップ等のサービス提供」とありますが、ワークショップ とは、どのような内容・規模を想定されているのでしょうか。	ワークショップの内容・規模は事業者の提案と します。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
15	要求水準書	質問	別添 I-3		現施設の関連 図面	現施設の煙突図としては、別添 I-3-2 (6 枚目) に記載のもので想定するものとし、煙突の地中基礎の平面形状は円形、杭はないものと理解してよろしいでしょうか。	煙突基礎は八角形、杭は存在します。 参考資料を提示します。
16	要求水準書		別添 I-4		ガス本管 (中圧 B)	事業範囲の中にガス本管が含まれていますが ・ご提示のガス本管から必要な分を分岐する ・ご提示のガス本管自体は盛替えを行わない ことで考えますがよろしいでしょうか。	本管 (中圧 B 100mm) から敷地境界までの供給 管 (取出管) 工事は、ガス会社負担となります。 また、本管は事業範囲に入らないため、盛替え はありません。 なお、現在別添 I-4 で示しているガス本管の計 画について、ガス事業者と協議中です。
17	入札説明書	質問	21	別紙 2	ごみの収集・ 運搬	「市民持込ごみに関する問い合わせ窓口対応業務 (電話対応など) は事業者の業務範囲とする」と回答がありましたが、問合せ頻度について既存施設の実績をご教示ください。	参考に、久喜宮代衛生組合の総合受付業務電話 対応月報を提示します。
18	入札説明書	質問	21	別紙 2	ごみの収集・ 運搬	第2回質問回答 p.1 No.4のご回答について、市民持込ごみに関する問い合わせ窓口対応業務 (電話対応等) は、「事業者の範囲として対応してください。」とご回答いただきましたが、市民持込ごみの搬入の手順は別紙の理解でよろしいでしょうか。(別紙5参照) また、以下についてもご教示願います。 ① 本施設への搬入に際して、事前受付を実施する計画はありますか。ある場合は、SPCの業務でしょうか。 ② 粗大ごみ処理券は本施設での配布はありますか。ある場合、SPCの業務でしょうか。処理券の準備は市の所掌でしょうか。 ③ 小秤で計量したものを料金徴収に利用することはあるでしょうか。搬入物 (缶・瓶など) によって料金体系は変わりますか。(混載とした場合、料金を変えますか)	現時点の状況・計画をもとに以下のとおり回答 します。 ① 事前受付を実施する計画はありません。 ② 粗大ごみ処理券は配布する予定です。 SPCの業務とする予定です。なお、処理券 は市で用意します。 ③ 原則として、少量であっても料金は徴収し ます。燃やせないごみの搬入物毎の計量以 外、小秤の利用方法は未定です。 持ち込みいただいたごみの種類によって 料金を変えることは考えておりません。
19	提出書類の 記載要領	質問	4	5. (5) ⑤I I-2	建築パース	第2回質問回答 p.46 No.3において、「パースにおける事業範囲外の表現方法についてはモノクロ表現としてください。」とありますが、本回答は基礎審査資料の様式14についてであり、様式15の提案においてはこの制限は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。 公園と余熱利用施設との一体的な提案を求められておりますので、カラー表現を認めていただけないでしょうか。	様式 15 においてもモノクロ表現としてくださ い。 (事業範囲外はカラーで表現することは不可 とします。)

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
20	提出書類の記載要領	質問	10	IV (11)	②	「施設が箱型ではない、やわらかいデザイン・色彩の外観デザインとなる様に、」とありますが、どのようなイメージを想定しているでしょうか。	「コーナー部などを曲面としてソフトなイメージを表現する」「軽快で圧迫感をできる限り緩和して表現する」などが考えられます。周辺の住宅側及び公園側の建物の外観・見え方も意識して下さい。
21	入札説明書等に係る質問書への回答		3		要求水準書 No.3 本事業計画地の敷地面積など	本計画に別敷地の余熱体験啓発棟予定地含まれるとの回答がありました。 本来設計・施工の責任区分別にしておく必要があります、別敷地にした方がよろしいと考えますがいかがでしょうか。 前回の回答と変わらず敷地にする場合には、余熱体験啓発棟予定地に対しての設計・施工の責任区分（工期含む）をご提示ください。 また、本事業では、余熱体験啓発棟予定地に対して設計、工事するものがないという認識ですがよろしいでしょうか。	余熱体験啓発棟予定地を含めて一敷地としますが、余熱体験啓発棟予定地の範囲は余熱体験啓発棟の設計・施工者の責任範囲とします。 余熱・公園整備事業者の協議には応じてください。
22	入札説明書等に係る質問書への回答		9		要求水準書 No.50 提供資料	現施設における最終の計画通知図書は、設計時に提示しますとありますが、入札前に提示願えませんでしょうか。 今回敷地の法的な検証の為、必要な資料になります。	提示します。
23	入札説明書等に係る質問書への回答		12		要求水準書 No.67 残さ等搬出基準	100mm よりも大きい残渣の扱いについて、100mm 以下になるよう処理するようご指示を頂いています。 具体的な処理の方法については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。（処理方法については、金属類・非金属類の選別処理、破碎処理など事業者提案とします。）
24	入札説明書等に係る質問書への回答	質問	13		要求水準書 No.73 設計時の協議項目について	敷地境界線等、「設計業務における事前調査」、「設計時に提示」、または「設計時に協議」するとご回答頂いた項目について、見積条件（要求水準書あるいは要求水準書に条件提示がない場合は事業者が提出する見積仕様）からの条件変更あるいは新たな条件のご提示により、入札時のコストの増加が発生した場合は、別途ご清算頂けるものとの理解してよろしいでしょうか。	協議は応じますが、要求水準書の範囲内の内容については、別途清算は想定していません。
25	入札説明書等に係る質問書への回答		23		要求水準書 No.135 リサイクル工房	「リサイクル品展示スペース」、「リサイクル工房・家具保管庫」の運営について、以下をご教示ください。 ① リサイクル対象品目 ② リサイクル対象品の搬入方法（業者により対象品を搬入か、運営事業者が持込ごみから選定して搬入するのか） ③ 販売個数（個/月） ④ 販売方法・頻度（販売イベント、通信販売等）	① 粗大ごみの中から修理・販売可能なものを事業者にて選定することとします。 ② 市により搬入します。 なお、持ち込まれたごみも対象とします。 ③ 目安として20～30個/月を想定しています。 ④ 販売会を4回/年開催することを想定していますが、具体的な販売方法は実施設計時に協議します。 参考として、修理対応人員は2名、販売会対応は3名程度を想定しています。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
26	入札説明書等に係る質問書への回答		24		要求水準書 No.143 躯体構造	非構造部材については、「その他遵守すべき法令及び仕様書」にある「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」」に則った計画で考えますが、よろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	入札説明書等に係る質問書への回答		24		要求水準書 No.143・144 躯体構造	本事業で想定される大地震における建物躯体の床応答加速度の算出に関して、No.143 回答ではプラント機器の支持方法等ならびに非構造部材及び設備機器等の耐震設計は、日本建築センター発行の建築設備耐震設計・施工指針の水平震度法を準拠することで対応可能とありますが、No.144 では、事業者側で想定する地震波にて建物の時刻歴応答解析を実施し、その解析結果をプラントの基礎ボルト設計に反映するとあります。検討方法として両者のいずれかでも可能と理解してよろしいでしょうか。	それぞれの回答とおり、部材等に応じた方法で設計してください。
28	入札説明書等に係る質問書への回答		28		要求水準書 No.169 ゴミクレーン	「クレーン操作室は、ごみピット内部及び投入ホップが見やすい位置」とありますが、ホップは ITV 画像ではなく、目視にて見やすい位置にするとの理解でよろしいでしょうか。との質問に対し、ご認識の通りで問題ありません。なお、モニタを含めたレベル監視が可能なものとします。との回答がありました。ホップについては、クレーン操作室から ITV 画像による常時監視でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ホップは目視及びモニタを含めたレベル監視が可能なものとしてください。（ホップ内部はモニタでの投入確認とすることも可能です。）
29	入札説明書等に係る質問書への回答		49		提出書類の記載要領 No.24 地域社会における経済への貢献	運營業務の地元発注金額の算定方法について、SPC から見て 1 次下請と 2 次下請への発注金額を評価対象とするとご回答頂きましたが、1 次下請が市内企業である場合、その市内企業から別の市内企業への発注のような、発注金額が二重計上となるものについては評価の対象とはならないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	質問回答書	依頼	—	—	未決定事項	第 2 回質問回答書で「設計時に提示」「設計時の協議」とのご回答が多数あります。入札時には、事業者にて想定した設計としますが、受注後の設計協議で条件変更が生じた場合は、清算願います。	協議は応じますが、要求水準書の範囲内の内容については、別途清算は想定していません。